

第二種特定鳥獣管理計画(案)に係るパブリックコメントの結果について

案 件 名 : 第 2 期ツキノワグマ管理計画

募集期間 : 平成 30 年 2 月 14 日～平成 30 年 3 月 13 日

意見件数 : 8 通 延べ 46 件

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<b>5 現状</b>		
<p>目撃数が増えたこと、生息範囲が拡大したことは生息数が増えたことを必ずしも意味しない。安易に生息数が増加したという推定結果を出すべきでない。</p>	2	<p>今般の階層ベイズ法による個体数推定により、ツキノワグマの生息数は増加していると考えております。</p>
<p>個体数を階層ベイズ法により推定していることについて、計画案には用いたデータや推定式、プログラミングが記載されておらず、結果の妥当性を検証できない。単に捕獲数に任意の倍率を乗じて作成した架空の数値であり、信頼性はないと言われてもしかたがない。他の方法で算出した結果を比較掲載することで結果の妥当性を示すのが通常の在り方である。</p>	2	<p>個体数推定の結果を資料編として掲載します。</p> <p>階層ベイズ法による個体数推定は、過去 12 年分のクマの個体数変化に関する各種データを基に統計的に処理されており、国や他の自治体でも利用されるなど、従来の定点観察調査に比べ信頼度は高いと考えております。</p>
<p>捕獲数推移のグラフについて、放獣が殆ど行われていないことはクマを保護する意識が全くないことを示している。錯誤捕獲したクマはどうなっているのか具体的に示す必要がある。</p>	2	<p>グラフの放獣数は、過去に県の研究機関において調査目的で捕獲し、発信器を装着後放獣した個体数であり、平成 25 年度以降、調査捕獲(放獣)は行っておりません。</p> <p>なお、本県においては、クマの錯誤捕獲の報告はございません。</p> <p>錯誤捕獲防止のためのわなの基準や錯誤捕獲があった場合の個体の放獣については、県が定める要領に記載しております。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<b>6 第1期ツキノワグマ管理計画の評価</b>		
<p>「個体群管理」手段として、「個体数調整」という明確な定義もない用語を用いている。「個体数調整」と称して無差別にクマを殺すことを是認するものであり、これは有害捕獲以外にも狩猟や「春熊猟」によって恒常的にクマを駆除することを意味している。狩猟は個体群管理手段に位置付けるべきものではなく、個体数推定値が環境省基準を満たしていてもクマの狩猟は実施すべきでない。何ら有害でないクマを「春熊猟」で駆除することは、鳥獣保護管理法違反である。</p>	2	<p>平成 26 年度の法改正により、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲と、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲を合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲とされております。本県の「個体数調整捕獲」はこの「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的での捕獲」を意味しております。</p> <p>ツキノワグマの個体数調整捕獲は、法令の規定及び県の要領に基づき、許可を受け捕獲しております。</p> <p>なお、本県は、ツキノワグマの狩猟が法令で禁止されている区域ではありません。</p>
<b>7 管理の目標</b>		
<p>「個体数調整」の定義を「特定鳥獣管理計画に基づき行う捕獲」としているが、このような定義は通用しない。管理計画に盛り込まれた事項がいずれの法規に基づくかを記載する必要がある。</p>	2	<p>計画 p21 に法令の条項を追記します。</p>
<p>「個体群管理」の定義として「人間との軋轢を低減させるため、生息数に応じた捕獲数を設定し、適正な個体数の管理を行い」と記載されているが、これは捕殺することのみを管理手段とする極めて特異な思想を具現化するものであり、種の絶滅思想以外のなにものでもない。</p>	2	<p>本県では、クマの生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、県内を3つの地域に区分し、それぞれ地域区分毎に施策の基準を定め、管理目標の達成のための施策を実施することとしております。</p> <p>個体群の管理については、環境省のガイドラインに基づき、捕獲上限頭数を定め個体群の安定的な維持を図ることとしております。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<p>全く無害なクマまでも捕殺してしまうような個体数調整捕獲体制を止めるべきで、追い払いや被害防除対策の徹底で対応できるものは殺処分すべきではない。</p>	3	<p>個体数調整捕獲は、個体群を安定的に維持していくために、捕獲上限頭数の範囲内で計画的に捕獲するものです。</p> <p>被害防除対策については、誘引物の除去や藪の刈り払いなどについて計画に記載しているほか、県民へのリーフレットの配布やフォーラム、セミナーの開催などにより普及啓発しております。</p>
<p>ゾーニングの作り方があまりにも機械的で人間中心すぎる考え方である。特に、保護地域は、石川県の山林面積の10%ほどの面積しかなく、そのうちの白山の保護地域に関しては、森林のない高山地帯などの地域が約30%を占めており、保護地域は、推定生息数の1,052頭に対してかなり狭い。この範囲でクマが生息できる数は計算上約560頭にしかならない。「保護地域」に関しては、県内各地にもっと設置するべき。</p>	2	<p>推定生息数1,052頭については、県内全域での推定生息数であり、保護地域のみ頭数ではありません。</p> <p>今後の生息状況の推移をしっかりと見ていきたいと考えております。</p>
<p><b>8 目標を達成するための施策</b></p>		
<p>クマの生息地である奥山の植生環境について考慮されていない。保護地域にあたる場所は深刻なナラ枯れで生息地は大荒廃している(特に石川県の奥山広葉樹林帯はナラ枯れが深刻)。里へのクマの出没数が増加している原因は、奥山の荒廃。もっと根本問題を調べるべき。</p>	3	<p>林野庁が毎年度取りまとめている「ナラ枯れ被害量」において、本県でのナラ枯れは平成26～28年度は各年度50㎡未満の被害、平成29年度は速報値で被害が発生していない状況です。</p>
<p>個体群管理の名のもとに「春熊猟」という「個体数調整」を実施しようとしている。「春熊猟」が何の役にも立たないことは科学的研究においても示されている。クマによる被害を防ぐには防除対策しかなく、防除を行わず捕殺することを唯一の解決策とする政策は容認できない。</p>	2	<p>本県では、個体群管理として、捕獲上限頭数を超えない範囲で捕獲を行うこととしております。被害防除対策については、誘引物の除去や藪の刈り払いなどの実施のほか、県民へのリーフレットの配布やフォーラム、セミナーの開催などにより普及啓発しております。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<p>「個体群管理」の実施期間が、毎年 5 月 1 日から 4 月 30 日までの通年であるというのは、他の自治体ではあり得ない。管理が通年であらねばならないのは、「春熊狩り」という「個体数調整」を行っているからなのか。「春熊狩り」がクマ被害に役立たないことは、科学的研究においても、また環境省が公開で行う「クマ類保護及び管理に関する検討会」に出席された委員からも発言されている。クマ被害を防ぐにはまず防除対策。防除を行わず、管理＝殺すことだけを解決策とする石川県の政策に未来はない。</p>	1	<p>本県では、個体群管理として、捕獲上限頭数を超えない範囲で捕獲を行うこととしております。被害防除対策については、誘引物の除去や藪の刈り払いなどの実施のほか、県民へのリーフレットの配布やフォーラム、セミナーの開催などにより普及啓発しております。</p>
<p>狩猟期間外の春季特別捕獲許可(春グマ猟)を実施してきたにもかかわらず、計画には春グマ猟に関する記載がない。「個体数調整捕獲の実施」を以って春グマ猟関連指針とするのであれば不十分である。また、春グマ猟が有害鳥獣駆除扱いになるのかどうかも計画に記載がない。これまでの総評や今後も実施する場合はその合理的事由も明記すべきで、引き続き認める場合は、部位活用の制限や穴グマ猟禁止等について明記が必要である。春グマ猟に限らず、クマ部位に直結する薬事法や食品衛生法あるいは電波法令等の法令遵守も加筆すべきである。</p>	1	<p>ツキノワグマの個体数調整捕獲は、法令の規定及び県の要領に基づき、許可を受け捕獲しております。</p> <p>捕獲物の処理等についても、県の要領に記載しております。</p> <p>なお、本計画に記載するまでもなく、鳥獣保護管理法のみならず、他法令も含め、法令遵守は当然のことであると考えております。</p>
<p>駆除でクマを捕獲する場合、分別ある県では放獣や檻を取り扱う方々の安全性を鑑み捕獲個体を痛めないクマ専用檻(ドラム缶式檻・戸河内式箱わな等)を使用していることは貴県もよく存知のはず。</p> <p>イノシシ等の箱わなと兼用でのクマの捕獲をすることを認めるだけでなく、錯誤捕獲防止用の脱出口は必要ないとしている現状は疑念のみならず整合性の欠落をも指摘せざるえない。</p>	1	<p>ツキノワグマの生息地でツキノワグマ以外の大型獣類の捕獲に使用する箱わなは、錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたものを使用することとしておりますが、ツキノワグマ管理計画に基づく、排除地域であって、ツキノワグマの捕獲許可を受けている場合で、箱わなに十分な強度がある場合はこの限りでないとしております。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<p>「捕獲にあたって、イノシシ等の箱わなと兼用でクマの捕獲をする場合は、クマに破壊されない強度のある箱わなを使用することとし、脱出口は必要ないものとして差し支えない。」との記載は、本来はいけないことだとわかかっていて記載していないか。クマの計画では「必要ないものとして差し支えない」と記載されており、シカの計画では「必要ない」と記載されているのはなぜか。</p>	1	<p>ツキノワグマの個体数調整捕獲は、法令の規定及び県の要領に基き、許可を受け捕獲しております。</p> <p>記載内容については、ニホンジカ管理計画に合わせた記載といたします。</p>
<p>錯誤捕獲の対応策が明記されていない。「排除地域」では、クマの錯誤捕獲が発生した場合、この案ではクマを放獣することができない。錯誤捕獲は、鳥獣保護管理法で放獣が義務付けられており、必ず放獣してほしい。また、クマの錯誤捕獲が発生しないよう、予防対策についても明記すべきである。</p>	5	<p>錯誤捕獲防止のためのわなの基準や錯誤捕獲があった場合の個体の放獣については、県が定める要領に記載しております。</p>
<p>「排除地域」という名称で、単に「クマが入ってきたら殺す」という対応ではなく、クマが人里に現れる理由があるので必ずその対策を徹底してほしい(生息地の環境劣化、クマの潜み場・侵入経路・誘因物等)。人里に出てきたからといってむやみに捕殺するのではなく、放獣をして人間の怖さを教えてほしい。</p>	5	<p>被害防除対策については、誘引物の除去や藪の刈り払いなどの実施のほか、県民へのリーフレットの配布やフォーラム、セミナーの開催などにより普及啓発しております。</p> <p>なお、本県では、生息数が増加していることから、学習放獣は行っておりません。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<b>9 その他管理のために必要な事項</b>		
<p>他県では、管理計画中にクマ部位の活用については売買等を禁じることを明文化しているところもあるが、石川県の計画中には、捕殺個体の処分方法やクマ部位活用に言及した指針が見当たらない。</p>	1	<p>捕獲物の処理等については、県の要領に記載しております。</p>
<b>その他</b>		
<p>貴県において、有害捕獲されたクマ胆が流通しているという新聞報道があった(中日新聞 2013年5月20日)。猟を行う者に対して厳重な管理を実施されることを望む。</p>	3	<p>ツキノワグマの個体数調整捕獲は、法令の規定及び県の要領に基づき、許可を受け捕獲しております。</p> <p>捕獲者に対しては、引き続き法令遵守の徹底について周知してまいりたいと考えております。</p>
<p>森を豊かにすることに時間とお金をかけるべき。実のなる木を植えてほしい。</p>	1	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>クマの管理の話ばかりで、人とクマが共存するための方策について全く考えられていない。</p>	4	<p>本県では、クマの生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、県内を3つの地域に区分し、それぞれ地域区分毎に施策の基準を定め、管理目標の達成のための施策を実施することとしております。</p>
ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<p>山の実りの異常なまでの大凶作年に、冬ごもり前の食い込み用食料を求めて多くのクマが人里に出て来ては捕殺された。母グマを失った子グマたちはどこにいればいいのかわからず里に住みついた。このような歴史的経緯を計画中に書き残すべき。</p>	1	<p>ご意見としてお伺いしたいと思います。</p>

第二種特定鳥獣管理計画(案)に係るパブリックコメントの結果について

案 件 名 : 第2期ニホンジカ管理計画

募集期間 : 平成30年2月14日～平成30年3月13日

意見件数 : 2通 延べ7件

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<b>5 現状</b>		
<p>「繁殖率は餌条件に影響され」とあるが、多すぎて草が少なくなれば、自然に減るので、殺すために税金を使うべきでない。</p>	1	<p>ニホンジカの生息数が多い県では、農林業被害はもとより、森林下層植生の衰退による生物多様性の低下や土壌の流失などが発生しており、現状、本県の被害は少ないですが、被害の未然防止のため、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制する必要があると考えております。</p>
<b>8 目標を達成するための施策</b>		
<p>個体数調整が言葉の綾で実質は有害鳥獣捕獲にせよ、ニホンジカとクマ両種の捕獲を安易に混同する行政の検証性や予見を放棄した暴挙である。</p>	1	<p>個体数調整捕獲は、鳥獣の管理を目的とする捕獲で、法令の規定及び県が定める要領に基づき、許可を受け捕獲しております。</p>
<p>駆除でクマを捕獲する場合、分別ある県では放獣や檻を取り扱う方々の安全性を鑑み捕獲個体を痛めないクマ専用檻(ドラム缶式檻・戸河内式箱わな等)を使用していることは貴県もよく存知のはず。</p> <p>現指針のクマ・ニホンジカの兼用捕獲檻を禁止したうえで、ニホンジカなど他獣捕獲檻については必ず天井にクマ錯誤捕獲防止用の穴を取り付けることを指針しなければならない。</p>	2	<p>ツキノワグマの生息地でツキノワグマ以外の大型獣類の捕獲に使用する箱わなは、錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたものを使用することとしておりますが、ツキノワグマ管理計画に基づく、排除地域であって、ツキノワグマの捕獲許可を受けている場合で、箱わなに十分な強度がある場合はこの限りでないとしております。</p>

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
<p>防除したいところに防除柵類を設置し、安易に殺生を選択してはいけない。</p>	<p>1</p>	<p>現在、県内では顕著な被害は発生していませんが、今後、被害が拡大する恐れがあるため、効果的な防除対策を実施できる体制づくり等が必要だと考えております。</p>
<p><b>9 その他管理のために必要な事項</b></p>		
<p>有害鳥獣駆除で得たニホンジカ部位は原則、遵法埋設及び同焼却とし、自家消費に限りのみ私物化を認める施策でなければならない。</p>	<p>1</p>	<p>有害捕獲等での捕獲物については、法令の規定及び県が定める要領に基づき、原則、持ち帰って適切に処理するものとし、やむを得ない場合は埋設するなどとしております。</p>
<p><b>その他</b></p>		
<p>また熊の胆を食べたり売ったりする気なのか。動物を殺したくてたまらない印象。</p>	<p>1</p>	<p>ツキノワグマ管理計画へのご意見に対する考え方に記載のとおりです。</p>